

交通遺児等育成助成金支給規程

公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団

昭和59年3月9日

東ト財団規則第3号

昭和59年 9月28日一部変更

昭和61年11月 4日一部変更

平成 元年 6月12日一部変更

平成 9年 6月24日一部変更

平成25年 4月 1日一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項の規定に基づき、公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団（以下「財団」という。）の行う交通遺児等育成助成金（以下「助成金」という。）の支給業務の実施に関し必要な事項を定め、もって、当該業務の適正、かつ、円滑な実施をはかることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「交通事故」とは、次のいずれかに該当する交通事故をいう。

- (1) 一般社団法人東京都トラック協会の会員事業所（以下「事業所」という。）所属車両が関与した交通事故
- (2) 事業所所属の従業員が、業務に従事中（通勤途中を含む）にその身体に被害を及ぼした交通事故

2 この規程において「交通遺児等」とは、父親またはこれにかわる保護者（以下「父親等」という。）が前項に規定する交通事故により次の各号の一に該当する者であって、かつ、当該交通事故発生日現在において18才以下の者をいう。

- (1) 死亡したとき
- (2) 自動車損害賠償保障法施行令別表の第1級から第3級までに該当したとき

(支給対象者)

第3条 助成金の支給対象者は、前条第2項に規定する交通遺児等とする。

(助成金額)

第4条 助成金の支給額（一時金）は、次のとおりとする。

- 支給対象者が一世帯に1人の場合 100万円
- 2人の場合 180万円
- 2人以上1人増すごとに80万円を加えた額

(支給の申し込み)

第5条 助成金の支給を希望する者は、次に掲げる書類を財団に提出するものとする。

(1) 支給申込書(別記第1号様式)

(2) 戸籍謄本その他父親等との関係を立証する書類

(3) 重度後遺障害証明書(別記第2号様式)又はこれにかわる書類(ただし、重度後遺障害が残った場合に限る)

(支給の決定)

第6条 助成金支給の申し込みを受付けたときは、当該交通事故に係る事業所から自動車事故通知書(別記第3号様式)を提出させて交通事故の事実関係などを確認するほか必要な調査を行って支給の要否を決定するものとする。

2 この規程ならびに第9条の規定に基づき会長が定めたこの規程の実施に必要な事項によってもなお支給の要否を決定し難いときは、会長が別に定める助成金支給審査会の意見を聴いてその要否を決定するものとする。

(支給決定書の交付)

第7条 支給の決定をしたときは、支給申込者に支給決定書(別記第4号様式)を交付するものとする。

2 助成金を支給しないこととしたときは、申込者にその旨を理由を付して通知するとともに、申込書を除き関係書類を返付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付は、銀行、その他の金融機関を通じて行うものとする。

ただし、受給者が銀行等に口座を有しない場合は、その他の方法により交付することができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、昭和59年3月10日から施行する。

2 この規程は、昭和58年10月6日以後に発生した交通事故について適用する。